

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

刈谷市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

刈谷市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき、被保険者の資格管理、保険税の賦課、保険給付、保健事業等に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)被用者保険加入脱退や転出入等に伴う被保険者の資格取得、喪失及び変更に関する事務 (2)資格確認書、高齢受給者証、限度額適用認定証、食事療養(生活療養)標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証の交付に関する事務 (3)療養の給付並びに療養費、高額療養費、高額介護合算療養費及び移送費の支給に関する事務 (4)出産育児一時金及び葬祭費の支給に関する事務 (5)保険税の賦課に関する事務 (6)保健事業に関する事務 (7)オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) なお、オンライン資格確認等システムの仕組み導入に伴い、愛知県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)から委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)が、被保険者等の資格情報を国保総合(国保集約)システム経由で医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ被保険者異動情報の登録を行う。あわせて、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)が、機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 番号連携システム 3 中間サーバー 4 国保総合システム 5 国保情報集約システム 6 医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

- 1 資格ファイル
- 2 給付ファイル
- 3 賦課ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<刈谷市国民健康保険業務> 番号法別表24及び44の項 <オンライン資格確認の準備業務> 1 番号法別表44の項 2 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<刈谷市国民健康保険業務> 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166及び173の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69及び70の項 <オンライン資格確認の準備業務> 1 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 2 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所福祉健康部国保年金課 電話番号 0566-62-1206
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所福祉健康部国保年金課 電話番号 0566-62-1206
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
基礎項目評価の実施が義務付けられる		

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	住民登録外者のマイナンバー登録にあたり、住基ネット照会を行う際には2人以上の職員で4情報による照会を行うことを厳守している。また、マイナンバーの関係システムへの登録事務では、登録は手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分にを行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にを行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		

当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]
判断の根拠	番号連携システムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、システム操作手順等について、課内教育等により指導徹底している。なお、情報照会后、事務取扱担当者以外の職員が不要に閲覧しないよう、離席時のログアウト徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I－1－②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき、被保険者の資格管理、保険税の賦課、保険給付、保健事業等に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)被用者保険加入脱退や転出入等に伴う被保険者の資格取得、喪失及び変更に関する事務 (2)被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、食事療養(生活療養)標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受領証の交付に関する事務 (3)療養の給付並びに療養費、高額療養費、高額介護合算療養費及び移送費の支給に関する事務 (4)保険税の賦課に関する事務 (5)保健事業に関する事務	国民健康保険法及び地方税法に基づき、被保険者の資格管理、保険税の賦課、保険給付、保健事業等に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)被用者保険加入脱退や転出入等に伴う被保険者の資格取得、喪失及び変更に関する事務 (2)被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、食事療養(生活療養)標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受領証の交付に関する事務 (3)療養の給付並びに療養費、高額療養費、高額介護合算療養費及び移送費の支給に関する事務 (4)出産育児一時金及び葬祭費の支給に関する事務 (5)保険税の賦課に関する事務 (6)保健事業に関する事務	事後	
平成29年4月1日	I－1－③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 統合番号連携システム 3 中間サーバー	1 国民健康保険システム 2 統合番号連携システム 3 中間サーバー 4 国保総合システム 5 国保情報集約システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I－4－②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 27、42、43、45の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、3 3、 39、42、46、58、62、80、87、88、93、 97、106、109、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別する た めの番号の利用等に関する法律別表第2の 主務省令で定める事務及び情報を定める命 令 (1)情報照会の根拠 20、25条 (2)情報提供の根拠 1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、4 4、 46、49、53条	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 27、42、43、45の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、 27、30、33、39、42、46、58、62、78、 80、87、88、93、97、106、109、119 の項 2 行政手続における特定の個人を識別する た めの番号の利用等に関する法律別表第2の 主務省令で定める事務及び情報を定める命 令 (1)情報照会の根拠 20、25、25条の2 (2)情報提供の根拠 1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の 3、15、19、20、25、33、41の2、43、 44、46、49、55の2、59条の3	事後	
平成29年4月1日	I－5－①部署	長寿保険部国保年金課	福祉健康部国保年金課	事後	
平成29年4月1日	I－5－②所属長	国保年金課長 近藤 浩	国保年金課長 黒岩 浩幸	事後	
平成29年4月1日	I－7 請求先	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所長寿保険部国保年金課 電話番号 0566-62-1206	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所福祉健康部国保年金課 電話番号 0566-62-1206	事後	
平成29年4月1日	I－8 連絡先	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所長寿保険部国保年金課 電話番号 0566-62-1206	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所福祉健康部国保年金課 電話番号 0566-62-1206	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月10日	I－4－②法令上の根拠	1 略 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 20、25、25条の2 (2)情報提供の根拠 1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、25、33、41の2、43、44、46、49、55の2、59条の3	1 略 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 20、25、25条の2 (2)情報提供の根拠 1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、41の2、43、44、46、49、53、55の2、59条の3	事後	
平成31年4月10日	I－4－②所属長の役職名	国保年金課長 黒岩 浩幸	国保年金課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年4月10日	IV リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年4月8日	I－4－②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 27、42、43、45の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 20、25、25条の2 (2)情報提供の根拠 1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、41の2、43、44、46、49、53、55の2、59条の3	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 27、42、43、45の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 20、25、25条の2 (2)情報提供の根拠 1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、41の2、43、44、46、49、53、55の2、59条の3	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月9日	I－1－②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき、被保険者の資格管理、保険税の賦課、保険給付、保健事業等に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)被用者保険加入脱退や転出入等に伴う被保険者の資格取得、喪失及び変更に関する事務 (2)被保険者証、高齢受給者証、限度額適用 認定証、食事療養(生活療養)標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証の交付に関する事務 (3)療養の給付並びに療養費、高額療養費、高額介護合算療養費及び移送費の支給に関する事務 (4)出産育児一時金及び葬祭費の支給に関する事務 (5)保険税の賦課に関する事務 (6)保健事業に関する事務	国民健康保険法及び地方税法に基づき、被保険者の資格管理、保険税の賦課、保険給付、保健事業等に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)被用者保険加入脱退や転出入等に伴う被保険者の資格取得、喪失及び変更に関する事務 (2)被保険者証、高齢受給者証、限度額適用 認定証、食事療養(生活療養)標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証の交付に関する事務 (3)療養の給付並びに療養費、高額療養費、高額介護合算療養費及び移送費の支給に関する事務 (4)出産育児一時金及び葬祭費の支給に関する事務 (5)保険税の賦課に関する事務 (6)保健事業に関する事務 (7)オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) なお、オンライン資格確認等システムの仕組み導入に伴い、愛知県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)から委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)が、被保険者等の資格情報を国保総合(国保集約)システム経由で医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ被保険者異動情報の登録を行う。あわせて、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)が、機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。	事後	
令和2年12月9日	I－1－③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 統合番号連携システム 3 中間サーバー 4 国保総合システム 5 国保情報集約システム	1 国民健康保険システム 2 統合番号連携システム 3 中間サーバー 4 国保総合システム 5 国保情報集約システム 6 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月9日	I－3－法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第1の16、30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条及び第24条	<刈谷市国民健康保険業務> 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第1の16、30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条及び第24条 <オンライン資格確認の準備業務> 1 番号法 第9条第1項及び別表第1の30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 3 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月9日	I－4－②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 27、42、43、45の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、 26、27、30、33、39、42、46、58、 62、78、80、87、88、93、97、106、 109、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第2 の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令 (1)情報照会の根拠 20、25、25条の2 (2)情報提供の根拠 1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、 12の3、15、19、20、22の2、24の2、 25、31の2、33、41の2、43、44、46、 49、53、55の2、59条の3	<刈谷市国民健康保険業務> 1 番号法 (1)第19条第7号及び別表第2 ア 別表第2における情報照会の根拠 27、42、43、45の項 イ 別表第2における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、 26、27、30、33、39、42、46、58、 62、78、80、87、88、93、97、106、 109、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第2 の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令 (1)情報照会の根拠 20、25、25条の2 (2)情報提供の根拠 1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、 12の3、15、19、20、22の2、24の2、 25、31の2、33、41の2、43、44、46、 49、53、55の2、59条の3 <オンライン資格確認の準備業務> 1 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報 連携のためで□なくオンライン資格確認の 準備として機関別符号を取得する等) 2 国民健康保険法 第113条の3 第1項 及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月28日	I－4－②法令上の根拠	<刈谷市国民健康保険業務> 1 番号法 (1)第19条第7号及び別表第2 ア 別表第2における情報照会の根拠 27、42、43、45の項 イ 別表第2における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、 26、27、30、33、39、42、46、58、 62、78、80、87、88、93、97、106、 109、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 20、25、25条の2 (2)情報提供の根拠 1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、 12の3、15、19、20、22の2、24の2、 25、31の2、33、41の2、43、44、46、 49、53、55の2、59条の3 <オンライン資格確認の準備業務> 1 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のために口なくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 2 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<刈谷市国民健康保険業務> 1 番号法 (1)第19条第8号及び別表第2 ア 別表第2における情報照会の根拠 27、42、43、45の項 イ 別表第2における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、 26、27、30、33、39、42、46、58、 62、78、80、87、88、93、97、106、 109、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 20、25、25条の2 (2)情報提供の根拠 1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、 12の3、15、19、20、22の2、24の2、 25、31の2の2、33、41の2、43、44、 46、49、53、55の2、59条の3 <オンライン資格確認の準備業務> 1 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のために口なくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 2 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和6年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき、被保険者の資格管理、保険税の賦課、保険給付、保健事業等に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)略 (2)被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、食事療養(生活療養)標準負担額減額認定証 及び特定疾病療養受療証の交付に関する事務 (3)～(7)略	国民健康保険法及び地方税法に基づき、被保険者の資格管理、保険税の賦課、保険給付、保健事業等に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)略 (2)資格確認書、高齢受給者証、限度額適用認定証、食事療養(生活療養)標準負担額減額認定証 及び特定疾病療養受療証の交付に関する事務 (3)～(7)略	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 統合番号連携システム 3 中間サーバー 4 国保総合システム 5 国保情報集約システム 6 医療保険者等向け中間サーバー等	1 国民健康保険システム 2 番号連携システム 3 中間サーバー 4 国保総合システム 5 国保情報集約システム 6 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和6年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	<刈谷市国民健康保険業務> 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の16、30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条及び第24条 <オンライン資格確認の準備業務> 1 番号法 第9条第1項及び別表第1の30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 3 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	<刈谷市国民健康保険業務> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表24及び44の項 <オンライン資格確認の準備業務> 1 番号法 別表44の項 2 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<刈谷市国民健康保険業務> 1 番号法 (1)第19条第8号及び別表第2 ア 別表第2における情報照会の根拠 27、42、43、45の項 イ 別表第2における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、 26、27、30、33、39、42、46、58、 62、78、80、87、88、93、97、106、 109、120の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 20、25、25条の2 (2)情報提供の根拠 1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、 12の3、15、19、20、22の2、24の2、 25、31の2の2、33、41の2、43、44、 46、49、53、55の2、59条の3 <オンライン資格確認の準備業務> 略	<刈谷市国民健康保険業務> 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166及び173の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69及び70の項 <オンライン資格確認の準備業務> 略	事後	
令和6年12月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和6年12月9日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<刈谷市国民健康保険業務> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表24及び44の項 <オンライン資格確認の準備業務> 1 番号法 別表44の項 2 国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	<刈谷市国民健康保険業務> 番号法別表24及び44の項 <オンライン資格確認の準備業務> 1 番号法別表44の項 2 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	